

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日が休日か  
その翌日は、  
翌日

## 目 次

◇規則 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則  
◇告示 教育職員の免許状の授与

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定  
結核予防法による医療機関の指定  
結核予防法による指定医療機関の辞退  
計量器定期検査の実施  
家畜伝染病予防法によるピロプラズマ病検査の実施  
土地改良区の役員の就退任  
土地改良事業の認可  
公共測量の実施  
道路の区域の決定  
道路の供用の開始  
◇公告 昭和四十三年度鳥取県職員採用上級試験の実施

## 規 則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十九号

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則(昭和四十年二月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条を削る。

様式第一号(1)個人用中「郵政通達」を「職氏名」に改

め、  
「福祉事務所長の意見」を削る。

様式第一号(2)団体用中「鳥取県知事氏名」を「職氏名」に改める。

様式第二号中

經由 年度 号	貸付決定番号	經由 年度 号	福祉事務所 年度	貸付決定番号
---------------	--------	---------------	-------------	--------

に、「鳥取県知事氏名」を「職氏名」に改める。

様式第三号中「鳥取県知事氏名」を「職氏名」に改める。

様式第四号(1)個人用中

經由 年度 号	貸付決定番号	經由 年度 号	貸付決定番号
---------------	--------	---------------	--------

「鳥取県知事氏名」を「職氏名」に改める。

福祉事務所  
年度  
号

様式第四号(2)団体用中「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第五号中

貸付決定番号
經由年度号

貸付決定番号
福祉事務所年度号

「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第六号及び様式第七号中

貸付決定番号
經由年度号

貸付決定番号
福祉事務所年度号

「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第八号中

貸付決定番号
經由年度号

貸付決定番号
福祉事務所年度号

「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第九号及び様式第十号中

貸付決定番号
經由年度号

貸付決定番号
福祉事務所年度号

「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第十一号中

貸付決定番号
經由年度号

貸付決定番号
福祉事務所年度号

「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第十二号及び様式第十三号中

貸付決定番号
經由年度号

貸付決定番号
福祉事務所年度号

「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第十四号中

貸付決定番号
經由年度号

貸付決定番号
福祉事務所年度号

「鳥取県知事氏名殿」を「職氏名殿」に改め。

様式第十五号及び様式第十六号中

様式第十五号  
貸付決定番号  
年 度 号

様式第十六号  
貸付決定番号  
年 度 号

に、「鳥取県知事氏名図」を「職氏名図」に改める。

様式第十七号、様式第十八号、様式第十九号、様式第二十号、様式第二十一号、様式第二十二号及び様式第二十三号中

様式第十七号  
貸付決定番号  
年 度 号

様式第十八号  
貸付決定番号  
年 度 号

福祉事務所  
年 度 号  
付決定番号

に、「鳥取県知事氏名図」を「職氏名図」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
幼稚園教諭 一級普通免許状	昭四三幼一普 第三号	足 立 めづる	鳥 取 県
中学校教諭 一級普通免許状	昭四三中一普 第三号	橋 本 はま子	鳥 根 県
高等学校教諭 二級普通免許状	昭四三高二普 第三号	〃	〃

鳥取県告示第三百六十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

幼稚園助教諭免許状	番号	氏名	本籍地
	昭四三幼助第一号	門脇 惇子	鳥取県

鳥取県告示第三百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
中嶋 医院	米子市道笑町二丁目九七	内科、小児科	中嶋 重行	昭和四十三年五月一日	乙表 点数表
萬田 医院	境港市相生町一一四	内科、小児科、放射線科	福庭 亮	"	"
柴田皮膚科医院	鳥取市二階町一丁目一五	皮膚科、性病科、泌尿器科、外科	柴田 英太郎	八日	"
近藤 医院	米子市西福原一一三の一	内科、小児科	近藤 寿子	"	"
綾産婦人科医院	鳥取市川外大工町三一	産婦人科	綾 延明	十二日	"
平井薬局駅前店	今町二丁目一〇二		平井 義人	"	
浅井薬局	寿町八二五		浅井 とき	"	

谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町 二七三八の一四		代表取締役 谷口敏夫	〃	
池本薬局	東伯郡赤碓町赤碓一五四七		池本四郎	〃	
吉田一陽堂 駅前薬局	鳥取市東品治町三八八		代表取締役 吉田太一	〃	
松田内科医院分院	倉吉市伊木一八三	内科、小児科	松田俊逸	〃	乙表 点数表
竹内内科 小児科医院	鳥取市本町五丁目二〇二	内科、小児科	竹内亮	〃	〃
平林歯科医院 佐摩分院	西伯郡大山町今在家四七八	歯科	平林克之	〃	歯科 点数表
上林薬局	東伯郡赤碓町西仲町		上林貞太郎	〃	十二日

鳥取県告示第三百六十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年五月二日	佐古診療所	西伯郡大山町末長二四三の八	佐古堅太郎

鳥取県告示第三百六十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関 の名称	所 在 地
昭和四十三年四月三十日	大山口診療所	西伯郡大山町所子五八六の一

鳥取県告示第三百六十八号  
 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米  
 子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規  
 定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 工 朗

検査日	検査時刻	検査区域	検査場所
六月十七日	午前九時三十分から 午後三時	米子市	住吉公民館
六月十八日	午前九時三十分から 午後三十分まで	"	加茂"
"	午後三時	"	福米"
六月十九日	午前九時三十分から 午後三時	"	福生"
"	午後三十分まで	"	車尾"
六月二十日	午前九時三十分から 午後三十分まで	"	巖"
"	午後三時	"	米子市役所伯仙支所
六月二十一日	午前九時三十分から 午後三時	"	春日公民館
"	午後三十分まで	"	五千石"
六月二十五日	午前九時三十分から 午後三十分まで	"	尚徳"
"	午後三時	"	成実"

"	二十六日	午前九時三十分から 午後三時	"	彦名"
"	二十七日	"	"	崎津"
"	二十八日	"	"	和田"
"	七月三日	"	"	富益"
"	四日	"	"	夜見"
"	五日	午前九時三十分から 午後二時三十分まで	"	大篠津"

鳥取県告示第三百六十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査  
 及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百  
 六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受  
 けることを命ずる。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
  - 2 だに駆除 BHC散布
- 別表  
ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
六月 四日	三朝町	木地山検診場
〃 八日	倉吉市	富海 〃
〃 二十五日	関金町	大河原 〃
〃 二十八日	三朝町	大谷 〃

鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八橋中央土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 押 本 久 藏 東伯郡東伯町大字八橋

〃 藤 井 寅次郎 〃

〃 堀 江 宗 市 〃

〃 山 田 正 信 〃

〃 中 本 徳 一 〃

〃 花 本 美 雄 〃

笠見

八橋

〃 藤 井 高 義 〃

〃 市 本 恒 寿 〃

〃 西 山 友 則 〃

〃 若 原 聰 一 郎 〃

〃 河 本 茂 〃

任期満了による退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 押 本 久 藏 東伯郡東伯町大字八橋一、七二一

〃 藤 井 寅次郎 〃 三、一一四

〃 市 本 恒 寿 〃 二七二

〃 桑 本 幸 正 〃 保 五二

〃 灘 尼 茂 〃 八橋 三六

〃 堀 江 宗 市 〃 一、四一一

〃 西 山 友 則 〃 三、一八六

〃 押 本 匡 市 〃 三、四五七

〃 中 村 敦 〃 一、五〇〇ノ二

〃 河 本 茂 〃 三、一七〇

〃 山 田 正 信 〃 笠見 二三

昭和四十二年十二月六日役員選挙の結果当選し十二月十四日就任 任期

四年

天神野土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 北 村 豊次郎 倉吉市志津

昭和四十三年三月三十一日退任

鳥取県告示第三百七十一号

宇野山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八條第一項の規定に基づき、昭和四十三年五月十一日認可したので、同法同條第八項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四條第一項の規定に基づき、中国電気通信局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四條第三項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 測量の目的 電信電話地図作成

二 測量の地域及び期間

米子市 昭和四十三年六月 一日から

境港市 昭和四十三年六月十五日まで

東伯郡大栄町 昭和四十三年六月 五日から

昭和四十三年六月十五日まで

昭和四十三年七月 五日から

昭和四十三年七月十七日まで

鳥取県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月十七日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
一般国道	百七十九号	倉吉市上井字源平田三五 五の一の先から	二二・〇	一〇五・〇	
		福庭字八ヶ坪四一 五の三の先まで	三三・五		

鳥取県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年五月十七日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月十七日から八月間鳥取県土木部道路において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
一般国道	百七十九号	倉吉市上井字源平田三五の 一の先から	三の先まで	昭和四十三年 五月十七日



公 告

昭和43年度鳥取県職員採用上級試験の実施について次のとおり公告する。  
昭和43年5月17日  
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	試験区分	採用予定人員
行政	約 2 名	農業土木	約 2 名
農業	約 2 名	土 木	約 1 名

2 受 験 資 格

(1) 男女の別を問いませんが、次のアからエまでのいずれかに該当する者が受験できます。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を昭和41年3月以降に卒業した者又は昭和44年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和43年4月2日以降に生まれたもの
- イ 学校教育法による短期大学を昭和41年3月以前に卒業した者で、昭和46年4月2日以降に生まれたもの
- ウ 人事委員会がア又はイに該当する者と同等と認められた者
- エ ア、イ又はウに掲げる者のほか、昭和46年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第 1 次 試 験

(1) 方 法

教養試験、専門試験及び総合試験を大学卒業程度に行ないます。

ア 教 養 試 験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般能力(判断推理、数的処理、文章理解、資料解釈等の能力)及び教養(社会、人文、自然等の知識)について、択一式により行ないます。

イ 専 門 試 験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行ないます。なお、試験問題は、それぞれ次の分野から出題されます。

試験区分	分	野
行政	政治学、社会政策、行政学、法学概論、憲法、行政法、民法、経済原論、財政学、経済政策、経済事情	
農業	栽培学概論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般	
農業土木	数学、水理学、応用力学、測量、材料施工、農業水利、土地改良、農業造構、農地造成、農業機械、農学一般	
土木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土質、土木施工、都市計画、河川、発電水力、港灣、道路、鉄道、橋梁、上下水道	

ウ 総合試験 試験区分ごとに職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述式により行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

ア 試験口時 昭和43年7月28日(日) 受付時間 8時30分から 9時まで 試験開始 9時10分から

イ 試験場 鳥取県立鳥取西高等学校(鳥取市東町2丁目123)

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験、専門試験及び総合試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び総合試験のうち、いずれかが一定の

合格の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和43年8月9日(金)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

ウ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 試験口及び試験地

昭和43年8月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和43年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて高ポイント順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は、原則として給料月額23,996円（おおむね採用後1年目26,610円）と初任給調整手当を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、通勤手当、期末・勤続手当（年間、給料、扶養手当の約4.4月分）等が支給されます。

#### 7 受験手続及び受付期間

##### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

##### (2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

##### (3) 受付期間

昭和43年6月3日（月）から昭和43年7月1日（月）午後5時まで。郵送の場合は、昭和43年7月1日（月）午後5時までの着信のものに限ります。

##### (4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがあ

りますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

#### 8 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。